

令和 7 年度 関東農政局
神奈川県拠点 官用車の売払（その 2）

仕様書

関東農政局

1. 総則

この仕様書は、「令和7年度 関東農政局神奈川県拠点 官用車の売却（その2）」契約に関する仕様を示したものであり、売買及び引き渡しに当たっては売買契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

なお、売出人（以下「甲」という。）には甲及び甲が指定する補助職員、また買受人（以下「乙」という。）には乙が指定する使用人を含むものとする。

2. 売却内容

(1) 品名等

官用車（以下「車両」という。） 1台（詳細は別紙のとおり）

(2) 見積の条件等

車両は、現状渡しにより「中古自動車」として、売り払うものとする。よって、「使用済自動車」（鉄くず等）として、売り払うものではない。

見積書に記載する金額は、車両の代金（消費税及び地方消費税額相当額を区分すること）にリサイクル料金相当額（非課税）を加算した額とすること。その際、引渡し、搬出及び移転登録に要する一切の費用を見積価格に含めること。

3. 物品の引き渡し

(1) 引渡時期及び契約金額の納付

車両の引き渡しについては、甲が発行する納入告知書により乙が契約代金を納付後に行うものとし、引き渡しの時期は、補助職員と具体的な日程を調整の上、決定する。

リサイクル料金相当額は、車両の代金とは別に甲が乙に請求するため、乙は、甲が別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。

なお、再資源化預託金等の預託証明書（リサイクル券）は、上記納付の確認後、車両と併せて引き渡すものとする。

(2) 引渡場所

関東農政局神奈川県拠点横浜第2合同庁舎

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

(3) 所有権の移転

車両の引き渡しにより所有権が移転するものとし、乙は引き渡しを受ける都度、直ちに甲に受領書を提出すること。なお、乙は、速やかな移転登録義務を負う。

なお、甲は、本件車両の品質、性能、機能、部品の欠品その他一切の事項について、契約不適合責任を負わない。

(4) 搬出方法及び費用負担

乙は引き渡しを受けた車両を自らが搬出し、搬出等に伴う費用は、一切乙の負担とする。

(5) 諸法規の遵守

諸法規を遵守し、搬出作業の円滑な進捗を図ること。

4. 環境負荷低減に向けた取組

乙は、本売買の履行に当たり、以下に示す環境負荷低減に取り組むこととする。

なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

(1) 環境関係法令の遵守

乙は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

乙は、新たな環境負荷を与えることのないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ・臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
- ・プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ・物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ・工事等を実施する場合は生物多様性に配慮した事業実施に努めること。
- ・機械等を扱う場合は機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。
- ・みどりの食料システム戦略（持続可能な食料システムの構築に向けた農林水産省の取組）の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

5. その他

この仕様書に定めなき事項について、甲と乙は信義をもって協議するものとする。

別紙

関東農政局神奈川県拠点横浜第2合同庁舎

① ニッサン ADバン（横浜 400 み 4489）

型式	CBF-VHNY11
車台番号	VHNY11-714640
走行距離	144,988km（令和7年10月23日現在）
登録年月日	平成20年7月9日
車検有効期間満了日	令和8年7月8日
リサイクル料預託金額	9,270円
付属品等	付属品：ドライブレコーダー、ETC車載器
引渡書類	自動車検査証 自動車損害賠償責任保険証明書 預託証明書（リサイクル券） その他必要と認める書類

【日産・ADバン(横浜400み44-89)】

